

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う当面の業務体制等について

1. 当面の業務体制及びお問い合わせ方法について

当会では、緊急事態宣言発出中は在宅勤務を原則としておりましたが、緊急事態宣言解除後は通常業務体制に移行しつつあるところです。

科学研究費助成事業の担当についても、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しながら、審査及び各種手続きが円滑に行われるよう努めてまいります。

また、職員の出勤抑制が緩和されたことにより、電話でのお問い合わせ対応が可能となりましたので、以下の連絡先一覧をご参照の上、お問い合わせください。

・ 科学研究費助成事業 連絡先一覧

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/21_renraku/index.html

※「緊急事態宣言発出中の科研費臨時お問い合わせフォーム」はご利用いただけませんのでご注意ください。

2. 参考

○科研費に係る各種書類の提出方法の変更については、令和3年3月19日付け事務連絡「令和3(2021)年度の科学研究費助成事業(科研費)の変更点等について」のとおり、令和3年4月以降は原則として全ての研究種目の書類について、電子申請システムから提出していただくことになります。

ご参考までに、主な様式における提出方法を一覧にまとめ、以下に掲載しておりますので適宜ご活用ください。

<様式提出方法一覧>

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/09_how_to_submit/yoshiki_syosai.html

※こちらは2021年6月30日版となっておりますが、今後随時更新いたします。

<事務連絡>

「令和3(2021)年度の科学研究費助成事業(科研費)の変更点等について」(令和3年3月19日)

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_210319/index.html

○科研費 F A Q

・ ・ ・ https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/05_faq/index.html

※一般的な質問・お問い合わせについてはこちらをご覧ください。

○科学研究費助成事業に係る当面必要な手続き等に関する F A Q

・ ・ ・ <https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/data/faq.pdf>

※令和2(2020)年4月14日(火)以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って寄せられたお問い合わせへの回答を掲載しています(随時更新)。